



平成24年12月27日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所における燃料集合体チャンネルボックス上部（クリップ）の調査状況について

当社は、平成24年8月10日に旧原子力安全・保安院から指示のあった「燃料集合体チャンネルボックス※¹上部（クリップ※²）の一部欠損について（指示）※³」に基づき、使用済燃料プールに貯蔵している全て（2195本）のチャンネルボックス上部（クリップ）（以下、「クリップ」という）について、外観点検を行いました。

点検の結果、クリップ接合部の一部に白色の変色等があるチャンネルボックス35体を確認しましたが、チャンネルボックスの機能に影響を与えるものではないことを確認しました。

（8月24日お知らせ済み）

その後、調査状況及び今後の点検計画について取りまとめ、旧原子力安全・保安院へ報告しました。

（9月10日お知らせ済み）

調査結果及び原因・対策策定については、12月末までに実施していくこととしていましたが、点検に使用しているクレーンに不具合が確認されたことから、クレーン点検・修理の工程を含めて調査計画の再検討を行い、平成25年3月末までに実施します。

- ※1 燃料集合体に取り付ける四角い筒状の金属製の覆い。燃料集合体内の冷却材流路を確保するとともに、制御棒のガイドの機能を持つ。
- ※2 燃料集合体からチャンネルボックス着脱に用いる工具およびチャンネルボックスを固定するために設けられているもの。
- ※3 旧原子力安全・保安院からの指示（概要）
原子力安全・保安院は、東北電力株式会社女川原子力発電所第3号機で確認されたチャンネルボックス上部（クリップ）の欠損事象に伴い、沸騰水型原子炉を所有する原子力事業者に対して、以下について実施し、その結果を平成24年9月10日までに報告することを求めています。
 1. 炉内及び使用済燃料プールにある燃料集合体について、チャンネルボックス上部（クリップ）の欠損の確認
 2. 1. において確認された場合、チャンネルボックス上部（クリップ）の欠損を含む燃料集合体の損傷、変形等の確認
 3. 1. 又は2. において確認された場合、燃料集合体の健全性の評価及び原子炉施設への影響の評価
 4. 1. 又は2. において確認された事象に係る原因の究明及び再発防止策の策定
 5. 1. 又は2. において確認された場合、チャンネルボックス上部（クリップ）の損傷に伴い生じると考えられる金属片による原子炉施設への影響の評価及び対策

添付資料 燃料集合体チャンネルボックス上部（クリップ）の調査工程

以上

燃料集合体チャンネルボックス上部（クリップ）の調査工程

年	2012年	2013年		
月	12月	1月	2月	3月
当初の実施期間	<p>(変更前 ~ 12月末)</p> <p>チャンネルボックス詳細点検及び 原因・対策策定</p>			
再検討後の実施期間	<p>クレーン詳細点検</p>	<p>クレーン点検・修理</p>		<p>(変更後 ~ 3月末)</p> <p>チャンネルボックス詳細点検及び 原因・対策策定</p>